

新潟市職員等からの公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく通報等本市における労務提供先への内部通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、公正な職務の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 市に対し法第2条第1項に規定する労務を提供する者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者が行う市の施設の管理業務に従事する者をいう。
- (2) 法令 法律，法律に基づく命令（告示を含む。），条例，規則及び規程をいう。
- (3) 任命権者 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (4) 管理・監督責任者 新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）第2条に規定する部長，課等の長，第Ⅲ類機関の長及び教育機関の長，新潟市水道局事務専決規程（平成19年新潟市水道局管理規程第2号）第2条第1項に規定する部課長等（係長を除く。），新潟市市民病院事務専決規程（平成20年新潟市市民病院事務専決規程第3号）第2条に規定する補助職員及び会計管理者をいう。
- (5) 公益通報 職員等が，市政運営上の法令違反又は人の生命，身体，財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。）（以下「違法行為等」という。）が生じ，又はまさに生じようとしていると思料するときに，不正防止のために市長，任命権者又は管理・監督責任者に対して行う内部通報をいう。ただし，不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

(6) 通報者 公益通報をした職員等をいう。

(通報者の保護)

第3条 市長、任命権者及び管理・監督責任者は、通報者に対して公益通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 管理・監督責任者は、通報者が公益通報をしたことにより職場で不利益な取扱いを受けることのないよう留意しなければならない。

3 市長、任命権者及び管理・監督責任者は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報は秘密としなければならない。

(コンプライアンス委員長)

第4条 新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則（平成17年新潟市規則第194号）第3条第3項に規定する新潟市コンプライアンス委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、本市における公益通報の状況を把握し、適切な処理のための調整及び統括を行う。

(公益通報の処理)

第5条 市長、任命権者又は管理・監督責任者は、職員等から公益通報に該当すると思われる通報を受けた場合において当該通報が公益通報に該当するときは公益通報として受理しその旨を、公益通報に該当しないときは不受理としその旨及び理由を当該職員等に通知する。ただし、通報者が匿名の場合及び通報者が通知を希望しない場合は、通知は要しない。また、公益通報に該当しない場合であっても、当該通報に対して適切な措置を講じる必要があるときは、当該措置を講じるものとする。

2 公益通報を受理した市長、任命権者又は管理・監督責任者（以下「通報受理者」という。）は、速やかに委員長にその旨を報告する。ただし、当該公益通報について直ちに是正措置等の対応をとることができる場合は、この限りでない。

3 通報受理者は、受理した公益通報について、調査の必要性、時期及び方法について検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理

由を通報者に通知する。ただし、通報者が匿名の場合及び通報者が通知を希望しない場合は、通知は要しない。

- 4 通報受理者は、調査を行う場合は、関係者からの意見の聴取その他の調査を行う。
- 5 通報受理者は、違法行為等が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。
- 6 通報受理者は、前2項の規定により公益通報を処理した場合は、調査の結果並びに講じた是正措置及び再発防止措置について委員長に報告するものとする。

第6条 通報受理者は、前条第3項の規定による調査の必要性等の検討の結果、公益通報の内容がその所管する部署以外の部署にも関係するため当該通報受理者だけでは調査の実施が困難な場合及び公益通報の内容が当該通報受理者に関係するものである場合は、当該公益通報についての調査の実施を委員長（公益通報の内容が委員長に関係するものである場合は、委員長が指定するコンプライアンス委員会の委員。以下この条において同じ。）に依頼し、その旨通報者に通知する。ただし、通報者が匿名の場合及び通報者が通知を希望しない場合は、通知は要しない。

- 2 委員長は、前項の規定による依頼を受けた場合は、関係者からの意見の聴取その他の調査を実施する。
- 3 委員長は、前項の調査により、違法行為等が明らかになった場合は、通報受理者並びに当該違法行為等に係る事務を所管する任命権者及び管理・監督責任者等にとるべき是正措置及び再発防止措置についての意見を付して調査の結果を通知する。
- 4 前項の規定による通知を受けた任命権者及び管理・監督責任者は、委員長の調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに、委員長の意見を尊重して違法行為等を是正し、かつ、再発防止措置を講じ、通報受理者及び委員長にその内容等を報告するものとする。

第7条 通報受理者は、調査の結果並びに講じた是正措置及び再発防止措置を通報者に通知する。ただし、通報者が匿名の場合及び通報者が通知を希望しない場合は、この限り

でない。

(調査への協力義務)

第8条 職員は、第5条第4項又は第6条第2項に規定する公益通報の調査に協力を求められた場合は、協力しなければならない。

(コンプライアンス相談員)

第9条 委員長は、職員等からの公益通報その他のコンプライアンスに関する相談に応じるため、コンプライアンス相談員を設置する。

(守秘義務)

第10条 公益通報の処理に従事する職員及び調査に協力する職員は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

(記録の保存)

第11条 通報受理者は、公益通報に関する記録を5年間保存する。ただし、他の法令等により5年を超える保存期間が定められている場合は、当該法令等で定められた期間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。